

平成27年 地区別献血日程
2月～3月 予定表



【1月予定なし】

月	地区	日程	会場	受付時間
2月	三 瀨	2月 2日(月)	三瀨保健センター	10:00～12:00 13:00～15:30
	草 野	2月 5日(木)	草野校区コミセン	10:00～11:30 12:30～15:00
	城 島	2月 6日(金)	城島げんきかん (城島保健福祉センター)	10:00～11:30 12:30～15:30
	南 薫	2月 8日(日)	南薫校区コミセン	9:30～12:00 13:00～15:00
	大 橋	2月10日(火)	大橋校区コミセン	10:00～12:30 13:30～15:00
	西国分	2月23日(月)	西国分校区コミセン	10:00～15:30
	御 井	2月27日(金)	御井校区コミセン	10:00～12:30 13:30～15:00
3月	田主丸	3月 2日(月)	田主丸総合支所	10:00～13:00 14:00～15:30
			(株)野口機工	9:30～12:00
			JAにじ田主丸支店	14:00～16:00
北 野	3月25日(水)	コスモすまいる北野 (北野保健センター)	10:00～12:00 13:00～15:30	

ぜひお越しください

成年後見制度に関する講演会

参加費無料

タイトル

「すべての人が安心できる暮らしのために」

内 容：①成年後見制度の概要
(青翠法律事務所 弁護士)
②市民後見人について (久留米市)
③市民後見人養成講座修了者による
活動報告

申込み：申し込み先までお電話下さい。

定 員：各会場60名

期 日	時 間	場 所
1月29日(木)	13時00分～15時00分	田主丸老人福祉センター (田主丸町田主丸)
2月15日(日)	13時30分～15時30分	市総合福祉センター (長門石1丁目)
2月26日(木)	13時30分～15時30分	三瀨総合福祉センター (三瀨町玉満)

【問い合わせ・申込み先】

市成年後見センター ☎0942・30・2732

久留米市成年後見センター便り①

市成年後見センターでは、成年後見制度に関する専門的な相談に応じられるよう、毎週水曜日に弁護士相談を行っています。今回からシリーズで、市成年後見センター弁護士が成年後見制度に関する疑問に答えます。

『こんな時どうする？ ～成年後見制度の活用～』

親が認知症になり、施設入所が決まりました。その入所費用に充てようと、親の定期預金を解約するため銀行へ行ったところ、窓口で「本人が後見人でなければ手続きはできません。」と言われました。

Q. このような時はどんな解決方法がありますか？

A. 親が名義人である以上、子でも解約はできません。ところが、名義人が認知症によって判断できない状態ですから、本人に代わって法律上の行為をする必要があります。そこで、成年後見制度により法的な支援者である成年後見人等を決めるという方法があります。この相談の場合、成年後見人等が本人に代わって定期預金を解約することができます。

Q. 制度を使うとほかにも何か変わりますか？

A. 成年後見人等が本人に代わって、預金の払い出し等の財産管理をしたり、介護サービスの利用契約を結ぶ時等、必要とされるサービスの契約を行うことができるようになります。ただし、本人にとって必要と思われる行為だったかどうか、毎年、家庭裁判所による厳密な監督が行われます。そのため、判断能力が低下しても、本人の財産や生活が守られることとなります。

市成年後見センターには、青翠法律事務所の3人の弁護士が交代で、成年後見制度に関する相談に応じています。また、社会福祉士の資格をもった職員もおります。制度に関する相談がありましたらお気軽にお電話ください。

相談時間 月曜～金曜 8時30分～17時15分
(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)
※弁護士相談は予約が必要です。

【問い合わせ】市成年後見センター (市社会福祉協議会内)
☎ 0942・30・2732



今回の担当弁護士

せいすい
青翠法律事務所
宮崎 智美 弁護士